

被災中小企業者等を応援します

最新の施策・情報をお届けしています

https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/r8_kumamoto_jishin/index.html（令和8年熊本地震関連情報）

https://twitter.com/meti_chusho（中小企業庁X）

中小企業者等向け支援策 ガイドブック ver.02

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

政府では「令和8年熊本地震非常災害対策本部」を設置し、被災された中小企業者等の皆さまが事業の復旧、再開を進めていく際のお力になれるよう、被災自治体とも連携し、最大限努力してまいります。

9月1日付けで、第2版を公表いたしました。是非ご活用ください。

今後も、施策内容の追加などがあるたび、順次、更新していきます。

令和8年9月
中小企業庁

<目次>

1. 事業継続・再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口の設置	4
(2) 各種資金繰りの申し込み、ご相談窓口	5
(3) 復興支援アドバイザー派遣（中小企業基盤整備機構）	6

2. 施設の復旧や事業再開などに使える補助制度について知りたい

(1) 被災中小企業等の施設・設備復旧支援	7
(2) 被災商店街等再建支援事業	8
(3) 仮施設整備支援事業（中小企業基盤整備機構）	9
(4) 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）	10

※本事業は、販路開拓にもご利用できます。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 被災中小企業者向けの当面の貸付業務について（政府系金融機関）	11
(2) 災害復旧貸付（日本政策金融公庫）	12
(3) セーフティネット保証4号（熊本地震）（信用保証制度）	13
(4) 災害関係保証（熊本地震）（信用保証制度）	14

4. 取引上のトラブル等が不安

(1) 中小受託事業者との取引に関する配慮要請について	15
(2) 官公需における配慮要請について	16

5. 各種補助金の措置について

(1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金における加点措置について	17
(2) 省力化投資補助金における期限延長、加点措置について	18
(3) 事業承継・M&A補助金における補助事業実施期間の延長について	19
(4) 中小企業成長加速化補助金における震災による財務影響への配慮を行うための加点	20

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

- (1) 特別労働相談窓口.....21
- (2) 失業手当の特別措置について.....22
- (3) 雇用助成金の特例（熊本地震）.....24

7. 廃棄物の処理に対する支援を知りたい

- (1) 公費解体制度.....26

8. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

- (1) 国税の申告・納付等の期限の延長等について.....27
- (2) 地方税の減免措置等.....28

- （参考）令和8年熊本地震にかかる災害救助法適用地域.....29

1. (1) 特別相談窓口の設置（熊本県）

熊本県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点及び全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構関東本部、中小企業基盤整備機構九州本部、九州経済産業局に特別相談窓口を設置しております。

なお、相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、保証の場合は信用保証協会にご相談ください。

◇ 令和8年熊本地震による災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
熊本県	日本政策金融公庫	熊本支店	中小企業事業	096-352-9155
熊本県	日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	0570-097-290
熊本県	日本政策金融公庫	八代支店	国民生活事業	0570-098-446
熊本県	商工中金	熊本支店		096-352-6184
熊本県	熊本県信用保証協会			096-375-2000
熊本県	熊本商工会議所			096-354-6688
熊本県	八代商工会議所			0965-32-6191
熊本県	荒尾商工会議所			0968-62-1211
熊本県	人吉商工会議所			0966-22-3101
熊本県	水俣商工会議所			0966-63-2128
熊本県	本渡商工会議所			0969-23-2001
熊本県	玉名商工会議所			0968-72-3106
熊本県	山鹿商工会議所			0968-43-4111
熊本県	牛深商工会議所			0969-73-3141
熊本県	熊本県商工会連合会			096-325-5161
熊本県	熊本県中小企業団体中央会			096-325-3255
熊本県	熊本県よろず支援拠点			096-286-3355
熊本県	熊本県中小企業活性化協議会			096-311-1288
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
九州	中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課			092-263-0300
九州	九州経済産業局 産業部中小企業課			092-482-5451

※ 回線不通のため、復旧及び体制が整い次第対応する窓口あり

1. (2) 各種資金繰りの申し込み、ご相談窓口

◇ 資金繰り（融資制度）の申し込み、ご相談窓口

- | | | | | | |
|------------|----|------|--------|--------------|----------|
| ➤ 日本政策金融公庫 | 平日 | 熊本支店 | 中小企業事業 | 096-352-9155 | (9時~17時) |
| | | 熊本支店 | 国民生活事業 | 0570-097-290 | (9時~17時) |
| | | 八代支店 | 国民生活事業 | 0570-098-446 | (9時~17時) |
| ➤ 商工組合中央金庫 | 平日 | 熊本支店 | | 096-352-6184 | (9時~17時) |

◇ 資金繰り（保証制度）の申し込み、ご相談窓口

- | | | | |
|-------------|------|--------------|--------------|
| ➤ 熊本県信用保証協会 | 本所 | 経営相談課 | 096-375-2028 |
| | | 保証第一課 | 096-375-2028 |
| | | 保証第二課 | 096-375-2028 |
| | 八代支店 | 0965-33-2579 | |
| | 天草支店 | 0969-23-2015 | |

※開設時間はいずれも、平日の9時00分~17時15分

1. (3) 復興支援アドバイザー派遣 (中小企業基盤整備機構)

令和8年熊本地震により被害を受けた熊本県の中小企業者等に、企業経営や店舗経営の経験者や中小企業診断士、公認会計士、税理士等の様々な分野の専門家を無料で派遣し、今後の中小企業者等の事業再建に向けた支援を行います。

対象者

熊本県の被災中小企業者・中小企業支援機関等

実施内容

事業計画の作成や事業運営等に係るアドバイスをを行います。また、被災した中小企業者等に直接お伺いすることも可能です。

さらに、自治体や支援機関の皆様が実施する経営相談、各種助成事業の勉強会などの支援活動と連携する形で、各分野の専門家を活用していただくことで、被害を受けた中小企業者等に対して、よりきめ細やかな支援を行います。

派遣にかかる費用

無料。なお、複数回の派遣も可能です。

お申し込み・問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部 企画調整課

- ・電話： 092-263-1500(ダイヤルイン)
- ・FAX：092-263-1514
- ・e-mail：fukkou-kyushu@smrj.go.jp
- ・住所：〒812-0024 福岡県福岡市博多区綱場町2番1号 博多FDビジネスセンター3F

2. (1) 被災中小企業等の施設・設備復旧支援

事業目的	令和8年熊本地震により大きな被害を受けた地域を対象に、中堅企業・中小企業・小規模事業者が行う施設・設備復旧の費用を補助。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。
対象事業者	熊本県に所在する、令和8年熊本地震の被害を受けた中堅企業・中小企業・小規模事業者
補助率	・ 中小企業・小規模事業者：3／4以内、一部定額補助 ・ 中堅企業：1／2以内、一部定額補助
補助上限	・ 1事業者あたり3億円 ・ 多重被災事業者：1事業者あたり15億円、うち5億円まで定額補助※ ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合
公募期間	熊本県より追って案内予定
問い合わせ	熊本県より追って案内予定

2. (2) 被災商店街等再建支援事業

令和8年熊本地震の影響を受けた地域の商店街等が行うアーケード・街路灯等の復旧や集客イベントの開催等賑わいの創出を図るための取組を支援します。

【商店街災害復旧事業】

対象事業者	令和8年熊本地震により被害を受けた熊本県内に所在する商店街等組織（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等）
補助率	1/2（国 1/3、県 1/6）、補助上限なし（下限なし）
対象経費	被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等（資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地、排土費を含む）
公募期間	公募期間については調整中(令和8年8月27日現在)

【商店街にぎわい創出事業】

対象事業者	令和8年熊本地震により被害を受けた熊本県内に所在する商店街等組織（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等）
補助率	10/10（直接被害）、2/3（間接被害）、補助上限 100 万円（下限 30 万円）
対象経費	商店街等のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用（謝金、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費など）
公募期間	公募期間については調整中(令和8年8月27日現在)
問い合わせ先	中小企業庁 経営支援部商業課 電話：03-3501-1929 九州経済産業局 産業部流通・サービス産業課 電話：092-482-5455

2. (3) 仮設施設整備支援事業 (中小企業基盤整備機構)

令和8年熊本地震で被害を受けた熊本県内の自治体が行う仮設施設（早期の事業活動再開を希望する中小企業が入居する店舗、事務所等の集合型仮設施設）の整備を、中小機構が助成・協力します。

助成の要件

1) 仮設施設への入居要件等

災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧に相当期間着手できない状況にある熊本県内の被災中小企業者。

※ 一つの仮設施設に複数の被災事業者が入居することが必須

2) 用途・面積等

①事業者1区画、被災前の事業場の面積又は100㎡のいずれか低い方を上限とします。

②一つの区画に複数の被災事業者が入居する「共同利用」も可能です。

3) 仮設施設の敷地（用地）の要件

原則、公共用地とします。（民有地を各自治体が借地することでも可。）

4) 仮設施設の主な仕様

建築躯体：原則 プレハブ工法 又は ユニット工法 平屋又は2階建 等

助成の要件

次の1)又は2)について、その全額（10/10）を中小機構が各自治体に助成します。

1) 仮設施設を施工業者との「工事契約」により整備する場合

＊設計費（測量、地盤調査含む）＊建築確認申請等の手数料 ＊施設工事費

※なお、撤去費は助成対象外となります。

2) 施工者等が整備する仮設施設の貸与を受ける場合（リース方式）

＊貸与期間のリースの費用全額（内訳は、設計費、手数料、施設工事費、撤去費 等）

※なお、1)及び2)とも、事業用設備、動産等は助成対象外となります。

申請期限

令和9年8月末まで

（交付決定日の翌日から1年以内に「助成事業完了報告書」を中小機構に提出する必要があります）

問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課

- ・電話：03-5470-1501（ダイヤルイン）
- ・FAX：03-5470-1566
- ・住所：東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

2. (4) 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

事業目的	熊本県に所在する令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等が、事業再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら、事業再建及び販路開拓等に向けた取組に要する経費の一部を補助するもの。
対象事業者	熊本県に所在する、令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等※。 ※従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合は20人以下である事業者。
補助率	2／3または定額補助（10/10）※ （※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合）
補助上限	①直接被害：200万円 ②間接被害：100万円 ① 直接被害（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合） →自治体が発行した事業所・事業資産等が罹災したことが分かる公的書類（例：罹災（被災）証明書等） ② 間接被害（令和8年7月から公募申請締切り月の1か月前までの任意の1か月の売上高が、前年同期と比較して20%以上減少した事業者。） →セーフティネット保証4号認定書、もしくは自治体独自に発行した売上減少の証明書等
対象経費	機械装置費等、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費（事業に供する車両が被災した場合に限る）、修繕費
公募期間	公募要領公開：令和8年9月9日（水） 申請受付開始：令和8年9月16日（水） 申請受付締切：令和8年10月16日（金）
問い合わせ先	公募要領に記載される問い合わせ先をご参照ください。

3. (1) 被災中小企業者向けの当面の貸付業務について (政府系金融機関)

被災された中小企業・小規模事業者の資金繰りに関し、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会では、

- ・窓口における親身な対応
- ・適時適切な貸出
- ・担保徴求の弾力化
- ・既往債務に係る返済猶予等の条件変更

について、個別企業の実情に応じた柔軟な対応に努めております。

3. (2) 災害復旧貸付 (日本政策金融公庫)

対象者	①熊本県に所在し直接の被害を受けた中小企業・小規模事業者 ②直接の被害を受けた事業者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた中小企業・小規模事業者
金利	災害金利※ ¹ 熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域内に事業所を有し、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた中小企業・小規模事業者は、貸付後3年間、1千万円まで、災害金利から0.9%の金利引下げを実施。 ※1：令和8年8月現在、貸付期間5年（国民事業）2.70%、（中小事業）2.75%
融資限度額	（国民事業）各貸付制度の限度額に上乗せ 3,000 万円 （中小事業）1 億5,000 億円
貸付期間	設備資金 20 年以内（据置期間3年以内） 運転資金 10 年以内（据置期間3年以内）

3. (3) セーフティネット保証4号（熊本地震） （信用保証制度）

制度概要

自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

制度内容

- ①保証限度額 2. 8億円（うち、無担保 8,000 万円）
 - ・ 一般保証と別枠
 - ・ 融資額の全額を保証
- ②保証料率 保証協会所定
- ③資金用途 経営の安定に必要な資金
- ④保証期間 個別に保証協会とご相談下さい。

本制度の対象者

指定を受けた災害（P29 参照）の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

お申し込み先

信用保証協会（P5参照）にお申し込み下さい。

3. (4) 災害関係保証（熊本地震） （信用保証制度）

制度概要

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入金の100%を保証する制度。

制度内容

- ①保証限度額 2. 8億円（うち、無担保 8,000 万円）
 - ・一般保証、セーフティネット保証4号とは別枠
 - ・融資額の全額を保証
- ②保証料率 保証協会所定
- ③資金使途 事業の再建に必要な資金
- ④保証期間 個別に保証協会とご相談下さい。

本制度の対象者

中小企業分野における激甚災害指定を受けた市町村に
中小企業者激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12
条に規定する措置を講じる地域（局激指定地域（八代市、宇城市、御船町、
嘉島町、氷川町））に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

※ 罹災証明書等が必要となります。罹災証明書の取得が困難な事業者においては、自治体が発行する被災の届出があったことを証明する「被災届出証明書」などに加えて、原則、金融機関による被災の事実を確認する写真等の添付でもご利用いただけます。

お申し込み先

信用保証協会（P 5 参照）にお申し込み下さい。

4. (1) 中小受託事業者との取引に関する配慮要請について

経済産業大臣及び公正取引委員会委員長名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、1,800を超える業界団体代表者に対し、中小受託事業者に一方的に負担を押しつけないことや、今回の地震によって影響を受けた中小受託事業者が今後事業活動を再開させる場合にできる限り従来の取引関係を継続することなどについて要請しています。

公 印 省 略
20260805中第6号
公 取 取 第 4 8 号
令 和 8 年 8 月 7 日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

令和8年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

令和8年熊本地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域の事業者と取引のある全国の委託事業者及び中小受託事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模災害発生時においても、中小受託事業者からは、事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、貴団体所属の委託事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 委託事業者においては、今回の地震に伴い、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意すること（参考を参照のこと）
2. 委託事業者においては、今回の地震によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めること

以上

4.(2) 官公需における配慮要請について

経済産業大臣名で、各府省等の長や都道府県知事に対し、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払や、地域中小企業の適切な評価等、被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮などについて要請しています。

※各府省等とは、各府省及び各府省の所管する独立行政法人・国立大学法人等を指します。

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260805 中第7号
令和8年8月7日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

令和8年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者
に対する官公需契約における配慮について（要請）

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和8年4月21日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとしてされています。

つきましては、令和8年熊本地震により甚大な被害が発生したことを受け、地方公共団体における官公需の発注に当たり、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、同法第8条において、地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されていることを踏まえ、基本方針第2の4（1）①から④までに定める下記の事項について、特段の配慮をいただくとともに、受注機会の一層の増大に向けた取組を改めてお願いいたします。

また、本内容に関しては、出先機関を含む庁内の契約担当窓口に至るまで周知徹底を図っていただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知いただくよう、お願いいたします。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事

業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、基本方針第2の2（1）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。

（参考）令和8年度中小企業者による国等の契約の基本方針

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（1）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・最低賃金又はその近傍の人員費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・消費税及び地方消費税の負担等

5. (1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金における加算措置について

＜事業概要＞ 中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。令和8年熊本地震の被害を受けた事業者等を加算。地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、大規模な雇用の創出や地域の経済成長を牽引する事業となることを後押し。

＜対象事業者＞ 中小企業者等

＜補助率＞

①革新的新製品・サービス枠 1/2（※）、小規模・再生 2/3

②新事業進出枠 1/2（※）

③グローバル枠 2/3

※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ

＜補助上限＞

①革新的新製品・サービス枠 750万円～3,500万円

②③新事業進出枠、グローバル枠 2,500万円～9,000万円

＜対象経費＞

機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、海外旅費、通訳・翻訳費

※「建物費」は「新事業進出枠」及び「グローバル枠」のみ対象。

※「海外旅費」及び「通訳・翻訳費」は「グローバル枠」のみ対象。

＜公募期間＞

公募開始 2026/6/29（月）

応募申請受付 2026/9/30（水）

応募申請締切 2026/10/30（金）18:00

※最新の公募スケジュールは事務局ホームページを確認。

＜問い合わせ先＞

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局

<https://shinjigyous-monodukuri.smrj.go.jp/>

コールセンター（コールバック予約システム）

<https://shinjigyous-monodukuri.smrj.go.jp/call-back>

5. (2) 中小企業省力化投資補助金における加点点措置について

＜事業概要＞ 人手不足の解消に効果のあるロボット、IoT、AI、センサー等を活用した製品・設備・システムの導入を支援し、中小企業等の省力化投資を支援。売上拡大や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。カタログに登録された省力化製品を導入する「カタログ注文型」と、オーダーメイド設備やシステム構築を含む「一般型」を措置。一般型において令和8年熊本地震の被害を受けた事業者等を加点点。地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、大規模な雇用の創出や地域の経済成長を牽引する事業となることを後押し。

＜対象事業者＞ 中小企業者等

＜補助率＞

①カタログ注文型 1/2以下

②一般型 中小企業1/2（※）、小規模・再生2/3

※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ

＜補助上限＞

①カタログ注文型 500万円～1,500万円

②一般型 750万円～1億円

※大幅賃上げ特例：補助上限額を引上げ

＜対象経費＞

①カタログ注文型

補助対象としてカタログに登録された製品の導入費等

②一般型

個別現場の設備や事業内容に合わせた設備導入費・システム構築費等

＜公募期間＞

カタログ注文型：随時申請受付

一般型（第8回）：公募開始2026/8/18（火）

申請受付開始2026年9月中旬（予定）

公募締切2026年10月中旬（予定）

※最新の公募スケジュールは事務局ホームページを確認。

＜問い合わせ先＞

中小企業省力化投資補助金事務局

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

コールセンター

ナビダイヤル：0570-099-660

IP電話等：03-4335-7595

5. (3) 事業承継・M&A補助金における補助事業実施期間の延長について

被災地域に所在する補助事業実施中の事業者について、補助事業実施期間の延長に柔軟に対応する運用を実施。

<事業概要>

5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用や、M&A 時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用等）、M&A 後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助する事業。

補助事業を実施中の事業者のうち、令和8年熊本地震の影響を受けた事業者を対象として、補助事業実施期間の延長について個別の事情を踏まえ柔軟に対応する。

<対象事業者>

令和8年熊本地震の影響により、①事業承継促進枠、②専門家活用枠、③PMI推進枠、④廃業再チャレンジ枠の補助事業の遂行に支障が生じた事業者

<問い合わせ先>

事業承継・M&A補助金事務局

専門家活用枠・廃業再チャレンジ枠：050-3145-3812

事業承継促進枠：050-3192-6274

PMI推進枠：050-3192-6228

5. (4) 中小企業成長加速化補助金における震災による財務影響への配慮を行うための加点

＜事業概要＞売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な設備投資を支援する補助金。賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、地域経済への波及効果が大きい事業を対象とし、中小企業の大胆な投資を後押しする。申請に当たっては「100億宣言」の公表が必要。
令和8年熊本地震の被害を受けた事業者等に対し、震災による財務影響への配慮を行うための加点を行う。

＜対象事業者＞

売上高10億円以上100億円未満で、「100億宣言」を公表している中小企業者等

＜補助率＞

1/2

＜補助上限＞

5億円

＜対象経費＞

建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

＜公募期間＞

第3次公募 2026/9/29（火）～2026/10/29（木）15:00

＜問い合わせ先＞

中小企業成長加速化補助金事務局

100億企業成長ポータル

<https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>

「中小企業成長加速化補助金」に関するお問い合わせフォーム

<https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

6. (1) 特別労働相談窓口

熊本労働局及び管内全ての労働基準監督署・ハローワークに特別労働相談窓口を設置し、労働者や事業主等からの労働相談にお応えしています。

令和8年熊本地震に係る特別労働相談窓口一覧

管轄局	担当部署	連絡先
熊本労働局	労働保険徴収室	096-211-1702
	雇用環境・均等室	096-312-3877
	需給調整事業室	096-211-1731
	助成金センター	096-312-0086
	ハローワーク熊本	096-371-8609
	熊本県地域共同就職支援センター	096-211-1233
	くまもと新卒応援ハローワーク	096-385-8240
	ハローワーク上益城	096-282-0077
	ハローワーク八代	0965-31-8609
	ハローワーク菊池	0968-24-8609
	ハローワーク玉名	0968-72-8609
	ハローワーク天草	0969-22-8609
	ハローワーク球磨	0966-24-8609
	ハローワーク宇城	0964-32-8609
	ハローワーク阿蘇	0967-22-8609
	ハローワーク水俣	0966-62-8609
	熊本労働基準監督署	096-206-9829
	八代労働基準監督署	0965-32-3151
	玉名労働基準監督署	0968-73-4411
	人吉労働基準監督署	0966-22-5151
	天草労働基準監督署	0969-23-2266
	菊池労働基準監督署	0968-28-2665

6. (2) 失業手当の特別措置について

災害救助法の指定地域内の事業所が地震による被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（再雇用が予定されている場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特別措置があります。

- (1) 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- (2) 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで手続きを行うことができます。

（受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。）

詳細の内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。

＜雇用保険失業給付の特別措置＞

次の要件を満たす方には、雇用保険上の失業者と見なして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

- ・災害救助法の適用を受けている市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

【雇用保険特別措置に関するお問い合わせ先】

<熊本県>

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
熊本労働局職業安定課	860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1703
ハローワーク熊本	862-0971 熊本市中央区大江6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城出張所	861-3206 上益城郡御船町辺田見395	096-282-0077
ハローワーク八代	866-0853 八代市清水町1-34	0965-31-8609
ハローワーク菊池	861-1331 菊池市隈府771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	865-0064 玉名市中1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	863-0050 天草市丸尾町16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	869-0502 宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2318-3	0967-22-8609
ハローワーク水俣	867-0061 水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609

6. (3) 雇用調整助成金の特例（熊本地震）

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成する制度です。

今回の熊本地震の発生に伴い、以下の特例措置を実施しています。

【特例措置の内容】

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業所が対象となります。

具体的には、休業、教育訓練又は出向の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までの間にある場合、以下の措置を講じます。

①生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

通常は、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期と比べ10%以上減少している事業所であることを要件としていますが、この比較期間を最近1か月とし、迅速な特例適用を可能とします。

②最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

③地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

通常は、雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主は対象となりませんが、令和8年7月28日時点において事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

この場合は、①の生産指標は地震発生日前のいずれかの1か月（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。）の数値と比較します。

④計画届の事後提出を可能とします。

通常は、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、事後の提出も可能とします。

【以下は熊本県内の事業所が対象】

⑤残業相殺のルールを撤廃します。

通常は、休業等をさせる一方で所定外労働を行わせた場合は、支給対象となる休業等の延べ日数から、所定外労働時間分を控除することとしていますが、本取扱いを撤廃します。

⑥教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します。

通常は、支給日数が30日を経過した日以降の期間について、教育訓練の実施率が10%未満の場合は助成率を引き下げることにしていますが、本取扱いを撤廃します。

【「経済上の理由」について】

令和8年熊本地震に伴う「経済上の理由」（経済的な取引関係の悪化・困難等の事情）の具体的なケースは以下のとおりです。

- ① 需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
- ② 取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難
- ③ 交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化
- ④ 電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
- ⑤ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達等に関して災害の影響等により期間を要する場合

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については厚生労働省ホームページをご確認いただくとともに、ご不明点は労働局・ハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL08_20260820_00001.html



【お問い合わせ先】

熊本労働局 職業対策課 助成金センター 096-312-0086
(熊本市西区春日3-26-47 JR熊本春日南ビル3階)

その他の都道府県については、以下をご確認ください。

雇用調整助成金お問い合わせ先一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00018.html



7. (1) 公費解体制度

令和8年熊本地震により損壊した家屋等に対する支援策として、市町村が所有者に代わって、当該物件の解体・撤去を行う公費解体制度がございます。

本制度では、中小企業者が所有する建物（設備機器、残置物は対象外）も対象となります

①公費解体の対象となる方

発災日（令和8年7月28日）時点において、被災家屋等を所有している方。

なお、対象は、中小企業基本法第2条第1項における中小企業者等となります。

②対象となる解体・撤去物（法人の場合）

市町村が認定調査を行い、「半壊」以上かつ生活環境保全上解体・撤去が必要と認める、中小企業又は公益法人等の事業所等とその基礎

※ アパート、貸家、事務所、工場、倉庫、店舗等。なお、中小企業者が所有する建物内にある残置物や設備機器は、原則として対象にはなりません。

③事業者の費用負担

対象となるものについては、事業者の費用負担は、発生いたしません。

④問い合わせ先

被災した建物が所在する市町村

8. (1) 国税の申告・納付等の期限の延長等について

① 国税に関する申告・納付等の期限の延長

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に納税地のある方については、令和8年7月28日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されています。

当該地域以外に納税地がある方であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

なお、この申請は、当初の期限を経過し、状況が落ち着いた後、申告・納付等と同時に行うことも可能です。

② 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

③ 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税の届出等に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減などがありますので、詳しくは国税庁ホームページの「令和8年熊本地震に関するお知らせ」をご覧ください。

(URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r8/kumamoto/index.htm>)



お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル0570-00-5901（ナビダイヤル）におかけいただくと、電話相談センターにつながります（ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署におかけいただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。）。

なお、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談については、所轄の税務署へご相談ください。

8.(2) 地方税の減免措置等

8月4日付けで、総務省から各都道府県に対して「令和8年熊本地震による被災者に対する減免措置等について（詳細は、下記 URL 参照）」が通知され、地方税について、国税に準じた期限延長や減免措置等適切な対応をとるよう、各地方団体に対し要請されています。

各都道府県・市区町村の対応につきましては、各自治体の税務担当の部署や事務所にお問い合わせ下さい。

【総務省HP】

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu01_000709.html

(参考) 令和8年熊本地震による災害により災害救助法施行令第1条第1項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村

令和8年9月1日時点

■ 熊本県（10市10町1村）

熊本県：熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

(参考) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づき指定された災害及び地域（セーフティネット保証4号）

■ 災害名

令和八年熊本地震

■ 指定地域

上記、災害救助法施行令第1条第1項各号のいずれかに該当する被害が発生した熊本県の市町村

(参考) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 第12条に規定する措置を講じる地域

令和8年9月1日時点

■ 熊本県（5市町）

八代市、宇城市、御船町、嘉島町、氷川町

